



2022年5月20日

各 位

会社名 竹田印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 木全 幸治
(コード番号 7875 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 取締役 常務執行役員
経営統括本部長 細野 浩之
TEL (052) 871-6351

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結および 定款変更（商号および事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日付けの「持株会社体制への移行および分割準備会社設立に関するお知らせ」において、2023年4月1日（予定）を効力発生日として、吸収分割の方式により持株会社体制に移行することを公表しております。当社は、本日開催の取締役会において、当社を分割会社とする会社分割により、印刷事業を当社の100%子会社である竹田印刷分割準備株式会社に承継させること、および半導体関連マスク事業を当社の100%子会社である東京プロセスサービス株式会社に承継させることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。）。また、2022年2月14日時点で未定であったもので、今回確定した項目につきましても、併せてお知らせいたします。

本件分割後の当社は、2023年4月1日（予定）に商号を「竹田iPホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割および定款変更（商号および事業目的の一部変更）につきましては、2022年6月24日に開催予定の定時株主総会において関連議案が承認されることを条件としております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループが主力としております国内印刷市場は、デジタル化の進展による紙媒体の縮小、競争の激化、価格の低迷という構図が長期にわたり継続するなど、厳しい状況が続いております。このような中、業績向上に向け、当社グループでは顧客第一の基本方針のもと、顧客にとっての価値（顧客価値）を創造する課題解決（ソリューション）型のビジネスモデルの一層の強化に取り組んでおります。

今後は、当社グループのさらなる成長加速及び事業拡大並びにより強固な収益基盤構築のため、以下の事項を企図して持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

① グループ一体経営の実現

グループの経営管理機能を持株会社へ集約、グループの成長戦略の策定とグループ全体の経営管理に注力し、リーダーシップを発揮することにより、グループ一体経営を実現し、グループ最適視点での経営戦略の立案と意思決定の実現を図ります。

② グループ経営資源配分の最適化

グループ内の共通資源の再編・横断的活用等を図ることにより、グループ内シナジーの最大化と経営資源配分の最適化を図ります。

③ 意思決定の迅速化

各子会社への権限移譲を通じて、意思決定プロセスを短縮し、現場に近いところでの迅速な判断を図ります。

④ 事業構造の再構築

コア事業・ノンコア事業の成長性を把握し、事業ポートフォリオ管理を強化することにより、成長性促進のための事業の転換、多角化を推進し、新規事業開発、M&A等を含め、事業構造の再構築を図ります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件分割の日程

分割準備会社の設立	2022年4月1日
吸収分割契約承認取締役会	2022年5月20日
吸収分割契約締結	2022年5月20日
吸収分割契約承認時株主総会	2022年6月24日(予定)
吸収分割の効力発生日	2023年4月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）とし、当社100%子会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする吸収分割により行います。本件分割は、承継会社において、会社法第796条第1項の略式吸収分割に該当するため、同社の株主総会による承認を得ずに行います。なお、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします

(3) 本件分割に係る割当の内容

本件分割は、当社と当社100%子会社との間で行われるため、当該吸収分割に際して、各承継会社から当社への株式の割当てその他対価の交付はありません。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債については発行しておりません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される各事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。なお、承継会社が当社から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本件分割において、当社および承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

[分割会社の概要]

(1) 名称	竹田印刷株式会社
(2) 所在地	愛知県名古屋市中区白鳥1-11-10
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木全 幸治
(4) 事業内容	印刷事業、半導体関連マスク事業、物販事業
(5) 資本金	19億3,792万円
(6) 設立年月日	1946年11月16日
(7) 発行済株式数	8,781,000株
(8) 決算期	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	竹田印刷従業員持株会 6.32% 株式会社三菱UFJ銀行 4.27% 各務芳樹 4.20% 株式会社三井住友銀行 2.93% 日本特殊陶業株式会社 2.56% 明治安田生命保険相互会社 2.44% アイカ工業株式会社 2.44% 竹田光孝 2.30% 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社 1.70%

	株式会社中京銀行	1.58%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2022年3月期) (連結)		
純資産		14,932百万円
総資産		28,970百万円
1株当たり純資産		1,807.93円
売上高		30,600百万円
営業利益		813百万円
経常利益		921百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		758百万円
1株当たり当期純利益		92.74円

[承継会社の概要]

<竹田印刷分割準備株式会社>

(1) 名称	竹田印刷分割準備株式会社	
(2) 所在地	愛知県名古屋市中昭和区白金1-11-10	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木全 幸治	
(4) 事業内容	印刷事業	
(5) 資本金	5千万円	
(6) 設立年月日	2022年4月1日	
(7) 発行済株式数	1,000株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	竹田印刷株式会社 100%	
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	当社100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役および監査役を派遣しております。
	取引関係	事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2022年4月1日設立時点) (単体)		
純資産		50百万円
総資産		50百万円
1株当たり純資産		50,000円
売上高		－百万円
営業利益		－百万円
経常利益		－百万円
当期純利益		－百万円
1株当たり当期純利益		－円

<東京プロセスサービス株式会社>

(1) 名称	東京プロセスサービス株式会社	
(2) 所在地	神奈川県藤沢市遠藤字北原2012-4	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 太田 稔	
(4) 事業内容	半導体関連マスク事業	
(5) 資本金	5千万円	
(6) 設立年月日	1968年5月23日	
(7) 発行済株式数	85,500株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	竹田印刷株式会社 100%	
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	当社100%出資の子会社です。
	人的関係	当社より取締役および監査役を派遣しております。
	取引関係	当社より半導体関連マスクの発注をしております。資金の貸付、債務保証をしております。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2022年3月期) (単体)		

純資産	420 百万円
総資産	2,298 百万円
1株当たり純資産	4,913.38 円
売上高	2,380 百万円
営業利益	107 百万円
経常利益	96 百万円
当期純利益	84 百万円
1株当たり当期純利益	992.39 円

- (注) 1. 2023年4月1日に分割会社「竹田印刷株式会社」は「竹田iPホールディングス株式会社」に商号変更の予定です。
2. 2023年4月1日に承継会社「竹田印刷分割準備株式会社」は「竹田印刷株式会社」に商号変更の予定です。
3. 竹田印刷分割準備株式会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。
4. 2023年4月1日に承継会社「東京プロセスサービス株式会社」は「竹田東京プロセスサービス株式会社」に商号変更の予定です。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
竹田印刷分割準備株式会社	印刷事業
東京プロセスサービス株式会社	半導体関連マスク事業

(2) 分割する部門の経営成績 (2022年3月期実績)

	分割事業売上高 (a)	当社売上高 (単体) (b)	比率 (a÷b)
印刷事業	12,372 百万円	14,015 百万円	88%
半導体関連マスク事業	1,643 百万円	14,015 百万円	12%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2022年3月31日現在)

<印刷事業>

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	669 百万円	流動負債	365 百万円
固定資産	1,685 百万円	固定負債	1,656 百万円
合計	2,355 百万円	合計	2,022 百万円

<半導体関連マスク事業>

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	59 百万円	流動負債	95 百万円
固定資産	138 百万円	固定負債	233 百万円
合計	197 百万円	合計	328 百万円

- (注) 上記金額は2022年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件分割後の状況（2023年4月1日現在（予定））

(1) 分割会社の概要

①名称	竹田 i Pホールディングス株式会社 (2023年4月1日付で「竹田印刷株式会社」より商号変更予定)
②所在地	愛知県名古屋市中区昭和区白金 1-11-10
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木全 幸治
④事業内容	グループ会社の経営管理等
⑤資本金	19億3,792万円
⑥決算期	3月31日

(2) 承継会社の概要

<竹田印刷分割準備株式会社>

①名称	竹田印刷株式会社 (2023年4月1日付で「竹田印刷分割準備株式会社」より商号変更予定)
②所在地	愛知県名古屋市中区昭和区白金 1-11-10
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木全 幸治
④事業内容	印刷事業
⑤資本金	5千万円
⑥決算期	3月31日

<東京プロセスサービス株式会社>

①名称	竹田東京プロセスサービス株式会社 (2023年4月1日付で「東京プロセスサービス株式会社」より商号変更予定)
②所在地	神奈川県藤沢市遠藤字北原 2012-4
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 太田 稔
④事業内容	半導体関連マスク事業
⑤資本金	5千万円
⑥決算期	3月31日

6. 今後の見通し

本件分割により事業を承継する各事業会社は、当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微と考慮しております。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「竹田 i Pホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2022年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2023年4月1日（予定）

以上

定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、竹田印刷株式会社と称する。 英文では、TAKEDA PRINTING CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. (条文省略)</p> <p>8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業ならびに<u>情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売</u> (新設)</p> <p>9. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売</p> <p>10. 不動産の賃貸業務</p> <p>11. 紙ならびに印刷用資材の販売</p> <p>12. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース</p> <p>13. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース</p> <p>14. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 倉庫業</p> <p>17. 医薬部外品および化粧品の製造販売</p> <p>18. 管理医療機器の販売</p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>竹田 i Pホールディングス株式会社</u>と称する。 英文では、<u>TAKEDA iP HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業およびこの<u>関連事業を営むこと</u>ならびに次の事業およびこの<u>関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理</u>することを目的とする。</p> <p>1.～7. (現行のとおり)</p> <p>8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業</p> <p><u>9. 情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売ならびにリース</u></p> <p><u>10. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかわる治工具の製造販売および機械機器類の販売</u></p> <p><u>11. 不動産の賃貸業務</u></p> <p><u>12. 紙ならびに印刷用資材の販売</u></p> <p><u>13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース</u></p> <p><u>14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース</u></p> <p><u>15. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース</u></p> <p><u>16. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>17. 倉庫業</u></p> <p><u>18. 医薬部外品および化粧品の製造販売</u></p> <p><u>19. 管理医療機器の販売</u></p> <p><u>20. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第16条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第18条～第20条 (条文省略)

(代表取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、および取締役副社長若干名を定めることができる。

第22条～第36条 (条文省略)

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)

2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。

(新設)

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条～第20条 (現行のとおり)

(代表取締役および役付取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条～第36条 (現行のとおり)

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)

1. 2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第35条の定めるところによる。

(経過措置)

2. 第1条および第2条の変更は、第84回定時株主総会に付議される第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、および、当該議案で承認可決された吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2023年4月1日に

	<p><u>効力を発生するものとする。なお、本項は、第1条および第2条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p> <p>3. <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>5. <u>附則3～5項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上